

申告書の書き方

この書き方は、申告書の様式に従って、一般的なことがらについて説明してあります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

- ◎住所・氏名欄 ○記載してある住所に変更がある場合は、現住所欄に記入してください。
○氏名を自署し、押印してください。

1 収入金額等 2 所得金額 (平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間について計算してください。)

【収入金額】…平成30年中に収入となることが確定した金額で、売掛金や未収金も含まれます。

【必要経費】…収入を得るために必要とした売上原価、減価償却費などの経費をいいます。

【専従者控除額】…あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、昨年中6カ月以上その事業に従事していた場合、1人につき①及び②のうち、低い方の金額を専従者控除として控除できます。

①専従者控除限度額 配偶者86万円 配偶者以外50万円

②(事業に係る所得金額)÷(事業専従者数+1)

なお、事業専従者となった方は配偶者控除、扶養控除を受けられません。

※専従者がいる場合は、◎事業専従者に関する事項(申告書裏面)を記入してください。

【所得金額】…収入金額から必要経費と専従者控除額を差し引いた後の金額をいいます。(給与所得の場合は、給与所得控除後の金額になります。)

【所得区分】…平成30年中に発生した所得を、次の区分に従って該当欄に記入してください。

○営業等 小売業・製造業・サービス業・外交員その他の事業(大工・左官等で一定の親方から年間を通じて賃金を受ける場合は給与所得になります。)の所得です。
(営業所得=収入金額-必要経費-専従者控除額)

○農業 農作物の生産・果樹の栽培・家畜類の飼育販売などの所得です。
(農業所得=収入金額-必要経費-専従者控除額)

○不動産 地代・家賃・権利金などの所得です。
(不動産所得=収入金額-必要経費-専従者控除額)

営業等・農業・不動産所得は、収支内訳書又は事業・不動産所得に関する事項(申告書裏面)で計算してください。

○利子 源泉徴収されていない社債・公債・預貯金などの利子所得です。

○配当 株式や出資の配当による収入です。

○給与 給料・賃金などの所得で、源泉徴収票等の証明のある方は添付してください。証明のない方は、申告書裏面の給与所得者等の収入の内訳欄に記入してください。

○雑 公的年金・講演料・原稿料など、他の所得に該当しない収入金額です。
(公的年金以外の雑所得=収入金額-必要経費)

給与所得又は公的年金に係る雑所得の計算は、4ページ『課税標準』欄を参照してください。

○総合譲渡・一時 総合譲渡所得は、自動車や機械、ゴルフ会員権など資産の譲渡による所得です。一時所得は、賞金・競馬競輪等の払戻金・生命保険金などの所得です。

○分離課税 分離課税の譲渡所得(土地や建物の譲渡による所得)・株式等の譲渡所得・先物取引に係る雑所得・山林所得などです。

総合譲渡所得、一時所得又は分離課税所得がある場合は、申告書裏面で計算してください。

3・4 所得から差し引かれる金額

(1) 保険料等の金額

○雑損控除 あなたやあなたと生計を一にする扶養親族が、災害・盗難などで損害を受けた場合(要証明書添付)

※災害等により被害を受けられた方は、所得税の雑損控除の対象となることがあります。詳細は銚子税務署にお問い合わせください。

○医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする扶養親族が、医療費を支払った場合、またはスイッチOTC医薬品を購入した場合(要明細書添付)

○社会保険料控除 あなたが国民健康保険税・介護保険・国民年金(要証明書添付)・農業者年金などを支払った場合

○生命(個人年金・介護医療)保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする扶養親族を受取人とする生命保険料・個人年金・介護医療保険料を支払った場合(要証明書添付)

○地震保険料控除 地震保険料を支払った場合(要証明書添付)
※経過措置として平成18年末までに加入した長期損害保険も対象となります。

生命(個人年金・介護医療)保険料控除又は地震保険料控除の計算は4ページを参照してください。

(2) 扶養等に関する事項

扶養している方が以下に該当し、控除として申告する場合は氏名・続柄・生年月日等必要な事項を申告書に記入してください。

○配偶者特別控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(青色及び白色事業専従者は除く)の合計所得金額が38万円を超え123万円以下である場合

○配偶者控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたが扶養する配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合

○扶養控除 あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が38万円以下の方のうち、年齢が16歳以上(平成15年1月1日以前生)の場合 ……控除額33万円

ただし、以下の区分に該当するときは控除額が変わります。

▷扶養親族の年齢が19歳以上23歳未満(平成8年1月2日~平成12年1月1日生)の場合(特定扶養) ……控除額45万円

▷扶養親族の年齢が70歳以上(昭和24年1月1日以前生)の場合(老人扶養) ……控除額38万円

▷老人扶養親族があなたや配偶者の直系尊属でかつ同居している場合(同居老親等扶養) ……控除額45万円

○障害者控除 あなたや同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合 ……控除額26万円

上の方が身体障害者手帳の1、2級又はこれらと同程度の重度障害があると認定を受けている場合で

同居していない ……控除額30万円

同居している ……控除額53万円

(3) 本人該当事項

本人に関することについて該当することがあれば申告書に必要な事項を記入してください。

○寡婦控除 あなたが夫と死別・離婚した後再婚していない方で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する場合、又は夫と死別した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の場合 ……控除額26万円

寡婦のうち扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合 ……控除額30万円

○寡夫控除 あなたが妻と死別・離婚した後再婚していない方で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合 ……控除額26万円

○勤労学生控除 あなたが学生で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得以外の金額が10万円以下の場合 ……控除額26万円

○基礎控除 すべての申告者が一律に受けられる控除です。 ……控除額33万円

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与や公的年金等に係る所得以外(課税される年度において65歳未満の方は給与所得)から計算される市民税・県民税について希望の納税方法に○をしてください。

※収入がなかった方等の記入欄(申告書裏面)

前年中に収入のなかった方は生活状況を該当欄に記入してください。